

砂川市義務教育学校建設基本設計・実施設計委託業務

特記仕様書

この仕様書は、砂川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件名 砂川市義務教育学校建設基本設計・実施設計委託業務
- 2 業務目的 本委託業務は、砂川市義務教育学校建設を目的とした基本設計及び実施設計の委託業務を行うものである。
なお、設計にあたっては、令和元年6月に策定した「砂川市立小中学校適正配置基本方針」、令和2年5月に策定した「砂川市立小中学校適正配置基本計画」並びに、令和4年4月に策定した「砂川市義務教育学校基本構想」に基づき、その基本理念と基本方針を実現した設計とするものである。
- 3 委託場所 砂川市吉野2条南5丁目37-1 外
- 4 委託期間 契約締結日の翌日から令和6年6月3日まで
(ただし、整備調査業務は令和4年12月28日までに完了するものとし、基本設計業務の成果品は令和5年7月末日までに提出すること)
- 5 業務内容 本委託業務は、新築設計による基本設計・実施設計委託業務である。ただし、整備調査業務により新築以外の建設形態が採用された場合は必要に応じて設計変更するものとする。

(1) 整備調査業務の内容は、下表に掲げる業務内容とする。

項目	業務内容
(1) 建設形態の検討	施設整備に関わる校舎形態を決定するために、現砂川市立砂川中学校の現況調査を実施し、校舎の活用についての条件整理を行ったうえで、既存校舎等を活用した場合と、既存校舎等を活用せず新築した場合との比較検討を行い、建設形態を検証するものである。 ・現砂川中学校校舎／屋内体育館の現況調査 ・現砂川中学校校舎／屋内体育館を活用した場合の建設事業における課題整理 ・既存校舎／屋内体育館を活用せずに新築した場合の建設事業における課題整理 ・既存校舎／屋内体育館を活用した場合と、既存校舎／屋内体育館を活用せず新築した場合の事業比較検討用資料の作成 ・事業スケジュールの作成 ・大概算事業費の作成

(2) 基本設計業務の内容は、下表に掲げる業務内容とする。

項目		業務内容
(1) 設計条件等の整理	①条件整理	諸室機能、設備機能の水準など様々な要求その他の諸条件を、設計条件として整理する。
	②設計条件変更等の場合の協議	委託者から提示される要求の内容に変更が生じた場合、又は内容に相違が生じた場合においては、委託者に説明を求め協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	①設計条件	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
	②建築確認に係る関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、建築確認を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
(4) 基本設計方針の策定	①総合検討	設計条件に基づき、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案し、設計業務実施計画書を作成する。
	②基本設計方針の策定と委託者への説明	設計業務実施計画書に基づき、基本設計方針を策定し、委託者に対して説明する。
(5) 基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、委託者と協議の上、基本設計図書を作成する。
(6) 概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を積算し、工事費概算書（年度割額含む）を作成する。
(7) 基本設計内容の委託者への説明等		基本設計を行っている間、委託者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、配置計画、設備計画等を協議する。 また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を委託者に提出し、設計意図説明書により、基本設計内容の総合的な説明を行う。

(3) 実施設計業務の内容は、下表に掲げる業務内容とする。なお、作成図面の内訳及び縮尺は別表4の図面内訳を標準とし、詳細は業務着手時に委託者と協議すること。

項目		業務内容
(1) 要求等の確認	①委託者の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、委託者の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	②設計条件の変更等の場合の協議	基本設計以降の状況の変化によって、施設の機能、規模、予算等、基本的条件に大幅な変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、委託者と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	①法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	②確認申請に係る関係機関との打合せ	確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 実施設計方針の策定	①総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造、設備の各要素について検討し、設計業務実施計画書を修正する。
	②実施設計のための基本事項の確定	基本設計段階以降に検討された事項のうち、委託者と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作

項目		業務内容
		業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	③実施設計方針の策定と委託者への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、委託者に対して文書にて説明する。
(4) 実施設計図書の作成	①実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、委託者と協議の上、技術的な検討、予算との整合を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその①仕様、②工事材料、③寸法、④細部の形状、⑤設備機器及び災害拠点設備等の種別、⑥品質及び、特に指定する必要がある施工に関する情報（工法等）を具体的に表現する。
	②確認申請図書の作成	所管の官公庁等との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な確認申請図書を作成する。
(5) 工事費の検討		実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計書に基づく工事に通常要する費用を積算し、積算図書を作成する。 また、概略工事工程表を作成し、それに合わせて年度毎の概算工事費を積算する。
(6) 実施設計内容の委託者への説明等（設計意図説明書）		実施設計を行っている間、委託者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について協議する。 また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を委託者に提出し、設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

(4) 積算に要する追加業務の内容は、下表に掲げる業務内容とする。

項目	業務内容
(1) 工事費の検討	実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計書に基づく工事に通常要する費用を積算し、以下の図書を作成する。 ・積算数量算出書 ・単価作成資料 ・見積徴収 ・工事内訳書

(5) 手続き業務に要する追加業務の内容は、下表に掲げる業務内容とする。

項目	業務内容
(1) 確認申請の手続き	作成した図書に基づき、確認申請及び、事前協議申請等の手続きを行う。申請に関わる費用を含む。
(2) 構造計算適合性判定の手続き	建築基準法に基づく構造計算適合性判定に係る手続きを行う。申請に関わる費用を含む。
(3) 省エネ適合性判定の手続き	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく省エネ適合性判定に係る手続きを行う。申請に関わる費用を含む。
(4) 建築許可申請等の手続き	なし。
(5) その他	基本設計及び実施設計を進めるにあたり必要となる手続きを行う。

(6) 追加業務の内容は、下表に掲げる業務内容とする。

項目	業務内容
(1) 追加技術資料の作成	仮設計画概要書及び総合仮設計画図を作成する。
	コスト縮減等検討資料を作成する。
	概算工事費算出にあたり、その概算内容及びコスト検証方法を作成する。
	ライフサイクル二酸化炭素排出量の算定書を作成する。
	運転計画書として、検討した設備方式における光熱水費及び電気料金の算出資料を作成する。
	予定建築物における電波障害予測調査を行う。
	標準貫入試験による地質調査を行う。(9m×5か所)
	現況調査及び現地測量を行う。基準点測量は4級基準点測量15点(永久標識設置なし伐採なし)、地形測量、路線測量、中心線測量0.37km(測点間隔10m)仮ベンチマーク設置測量、縦断測量0.37km、横断測量0.1km、詳細測量0.27km、用地測量、資料調査(公図転写、地積測量図転写等)、境界確認、同確認書作成、境界測量(補助基準点設置、仮杭設置、用地境界杭設置7本(コンクリート標設置含めない)境界点間測量、面積計算、用地実測図原図作成、用地平面図作成、地積測量図(分筆図等)作成、登記資料作成ほか
	既存校舎解体工事に係る積算書を作成する。
屋外運動場、駐車場造成に係る外構設計図・積算書を作成する。	

6 提出書類及び報告書 (成果品)

(1) 整備調査業務の成果物及び提出部数

① 成果物及び提出部数

整備調査業務の成果物及び提出部数は下表による。

成果物等	部数	電子データ	備考
整備調査検討書	50部	○	

② 提出時期

整備調査は令和4年12月28日までに提出し建設形態を決定すること。

(2) 基本設計業務の成果物及び提出部数

① 成果物及び提出部数

基本設計業務の成果物及び提出部数は下表による。

② 提出時期

基本設計業務の成果物等は令和5年7月末日までに提出すること。

別表1 (基本設計成果物納品リスト)

成果物等	部数	電子データ	備考
設計業務実施計画書	1部	○	
基本設計方針説明書	1部	○	
基本設計図 (別表2に掲げる設計成果図書)	1式	○	
打合せ記録簿	1部	○	
透視図 (鳥瞰1枚、内観3枚)	1式	○	原図
模型 (検討用: 建物周辺環境)	1セット		1/400
設計意図説明書	1部	○	
工事費概算書及び総事業費概算書 (年度割額含む)	1部	○	
基本設計書	50部	○	製本 (A3 版横)
基本設計書 (概要版)	300部	○	製本 (A3 版横)
電子データ (成果品の電子データを収めた CD-R)	1式		

別表2 (基本設計成果図書)

設計の種類		成果図書
(1) 総合		①計画説明書 (各法令検討を含む) ②仕様概要書 ③仕上概要表 ④面積表及び求積図 ⑤敷地案内図 ⑥配置図 (1/200) ⑦平面図 (各階) (1/100) ⑧断面図 (1/100) ⑨立面図 (1/100) ⑩矩計図 (1/20) ⑪仮設計画図 (1/100) ⑫瞰図 ⑬追加業務に係る概要報告書 ⑭事業費概算書
(2) 構造		①構造計画説明書 ②構造設計概要書 ③工事費概算書
(3) 設備	(i) 電気設備	①電気設備計画説明書 ②電気設備設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料
	(ii) 給排水衛生設備	①給排水衛生設備計画説明書 ②給排水衛生設備設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料

	(iii) 空調換気設備	①空調換気設備計画説明書 ②空調換気設備設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料
	(iv) 昇降機等	①昇降機等計画説明書 ②昇降機等設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料

注1 縮尺については、委託者と協議し確認すること。

(3) 実施設計業務の成果物及び提出部数

① 成果物及び提出部数

実施設計業務の成果物及び提出部数は下表による。

② 提出時期

実施設計業務の成果物等は令和6年6月3日までに提出すること。ただし、実施設計段階における概算工事費（予算要求用）は令和6年3月上旬までに算出すること。

別表3（実施設計成果物納品リスト）

成果物等		部数	電子データ	備考
設計業務実施計画書	設計委託概要、業務工程表	1部	○	
設計図書（別表4に掲げる設計図書）	製本（A1）	1部	○	
	製本（A3縮小）	2部		
積算図書（別表4に掲げる設計図書による）	積算数量算出書（単価代価書含む）	1部	○	
	見積書比較表（見積徴収含む）	1部	○	
	単価作成資料	1部	○	
	設計内訳書	1部	○	
	年度別工事費内訳書	1部	○	
	概略工事工程表	1部	○	
	年度別総事業費	1部	○	
計算書	構造計算書	1部	○	
	設備設計計算書	1部	○	
行政届出	確認申請図書	1部	○	
	確認申請関連図書（確認申請提出に伴う各条例及び指導要綱）	1部	○	
	省エネルギー計画書	1部	○	
	バリアフリー法（届出）	1部	○	
	北海道福祉のまちづくり条例	1部	○	
	建築物構造適合性判定申請図書	1部	○	
	省エネ適合性判定図書	1部	○	
電波障害	電波障害予測調査報告書	1部	○	
追加業務技術資料	追加業務に係る資料又は報告書	1部	○	
	地質調査による全数ボーリングコア、ボーリングコア写真、報告書（3部）	1式	○	
打合せ記録簿	現況調査及び現地測量成果品	1式	○	
	ヒアリング調書含む	1部	○	
各技術資料		1式		
透視図	外観2枚、内観3枚	1式	○	
模型	検討用：建物・敷地	1セット		

CAD データ	JW-CAD Win 版(.jww)	1式	○	原図
設計書	EXCEL (建築, 電気, 設備様式統一のこと)	1式	○	1/200
電子データ	成果品の電子データを収めた CD-R	1式	○	

別表 4 (設計図書内訳 (標準))

図面		備考
意匠設計図	表紙 図面目録 (リスト) 特記仕様書 案内図 1/2500 敷地求積図 配置図 1/200 仕上げ表 面積表・求積図 平面図 (各階) 1/100 立面図 (各面) 1/100 断面図 1/100 矩形図 1/20 詳細図 (平面詳細図、断面詳細図、部分詳細図) 1/20 展開図 1/50 天井伏図 1/100 建具キープラン 1/200 建具表 1/50 家具表 サイン計画図 工作物等詳細図 外構平面図 1/100 (サイン計画を反映すること) 外構詳細図 1/20(1/30) 植栽図 (移植・伐採計画図含む) 解体図 鳥瞰図 仮設計画図 工程表 (計画) 各種計算書 各種比較検討書 確認申請手続きに必要な書類	縮尺については、担当者と協議し確認すること。
構造設計図	仕様書 基礎・基礎梁伏図 1/100 各階伏図 1/100 軸組図 1/100 断面リスト 1/30(1/50) 標準詳細図 各部詳細図 基礎配筋図 1/30 各部配筋図 1/30 鉄骨詳細図 1/20(1/30) 部材リスト 構造計算書 各種計算書	縮尺については、担当者と協議し確認すること。

図面		備考
	各種比較検討書 確認申請手続きに必要な書類	
電気設備設計図	表紙 図面目録 特記仕様書 案内図（建築図に準ずる） 配置図（建築図に準ずる） 受変電設備図（結線図、機器配置図、側面図） 発電設備図（結線図、機器配置図、側面図） 幹線図、系統図 各階電灯設備配線図 照明器具姿図 分電盤回路図・姿図（結線図含む） 動力設備配線図 分電盤、制御盤、操作盤、回路図・姿図 弱電設備系統図（電話・情報通信、校内LAN） 弱電設備配線図（拡声、時刻表示、テレビ、その他） 火災報知器設備図、配線図・系統図 避雷針設備図 屋外設備図 各種計算書 各種比較検討書 確認申請手続きに必要な書類	縮尺については、担当者と協議し確認すること。
機械設備設計図	給排水・衛生・消火・ガス 表紙 図面目録 特記仕様書 案内図（建築図に準ずる） 配置図（建築図に準ずる） 各階配管平面図 便所、ポンプ室、機械室平面図、断面詳細図 系統図 器具取付詳細図 器具表 屋外設備図 各種計算書 各種比較検討書 確認申請手続きに必要な書類	縮尺については、担当者と協議し確認すること。
空調	表紙 図面目録 特記仕様書 案内図（建築図に準ずる） 配置図（建築図に準ずる） ダクト配管各階平面図 ダクト配管系統図 機械室平面図、断面詳細図 各階詳細図 機器類姿図 自動制御盤平面図、系統、各部結線図 屋外設備図	縮尺については、担当者と協議し確認すること。

図面		備考
	各種計算書 各種比較検討書 確認申請手続きに必要な書類	
昇降機設備設計図	昇降機 表紙 図面目録 特記仕様書 案内図（建築図に準ずる） 配置図（建築図に準ずる） 平面図 工事区分表 仕様一覧表 据付図 カゴ室内意匠図 乗場詳細図 平面詳細図 出入口詳細図 昇降路断面図 各種計算書 各種比較検討書 確認申請手続きに必要な書類	縮尺については、担当者と協議し確認すること。

注1 不適合が生じた場合は、委託者と十分協議すること。

注2 設備図の縮尺については、建築に準じること。

注3 電子データは委託者の求めに応じて、随時提出すること。

注4 (1) 積算数量調書の作成は、委託者と十分協議すること。

(2) 建築工事と設備工事の工事区分等について

1) 建築工事と設備工事の工事区分については、必ず事前に委託者と確認し合っ、記入漏れのないよう注意すること。

2) 積算調整及び補足説明等による変更についても、工事区分に関する事は委託者に連絡すること。

注5 詳細については、上記表を標準に委託者と協議するものとする。

7 その他

(1) 貸与図書等

- ・砂川市義務教育学校基本構想
- ・砂川市義務教育学校適正配置基本計画
- ・砂川市義務教育学校適正配置基本方針
- ・砂川中学校建設図面（CAD データー無し）
- ・地質調査資料（現砂川中学校敷地内）

(2) 適用基準等

A. 建築

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
- ・建築設計基準及び同解説（最新版）
- ・建築構造設計基準及び同解説（最新版）
- ・建築工事標準詳細図（最新版）

B. 建築積算

- ・公共建築工事積算基準（最新版）

- ・公共建築数量積算基準（最新版）
 - ・公共建築工事内訳書標準書式（最新版）
- C. 設備
- ・建築設備計画基準（最新版）
 - ・建築設備設計基準（最新版）
 - ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
 - ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
 - ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）
 - ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）
- D. 設備積算
- ・公共建築設備数量積算基準（最新版）
 - ・公共建築設備工事内訳書標準書式（最新版）
- (3) 回答書の作成・瑕疵の修補
- 成果品の引渡し後といえども、当初設計に関する疑義が生じたときは、委託者と協議し、受託者は、原則として無償で疑義に対する回答書を作成する。
- 又、受託者の責任により成果物に瑕疵があり設計の変更が生じたとき、受託者は、無償で変更設計を行うこと。
- (4) 庁内説明会等
- 受託者は、設計図書を庁内合意する際に行う説明会を実施する場合は、担当者の求めに応じ庁内説明会に出席し資料作成及び説明等の協力をすること。
- (5) 手続き業務について
- 受託者は、当該設計業務の対象施設の建設に伴う建築基準法、省エネ法、その他関係法令に適合させた図書を作成し、その手続き及び申請・届出に係る手数料を負担すること。
- (6) 追加業務について
- 受託者は、追加業務を行うにあたって必要となる調査及び資料収集に係る費用を負担すること。
- (7) 電子データで提出された設計図書の利用承諾
- 委託者は、受託者から電子データで提出された設計図書を、当該設計による事業のため、次に利用することができるものとする。
- ①工事発注時に入札参加希望者に対し、電子データの貸与（工事費積算用として）
 - ②工事施工時に請負者に対し、電子データの貸与（施工図及び竣工図等の作成用として）